

京都市上下水道企業管理規程第30号

京都市上下水道局琵琶湖疏水記念館規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局琵琶湖疏水記念館規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局琵琶湖疏水記念館規程の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(設置及び目的)

第1条 京都市上下水道局総務部総務課に、琵琶湖疏水記念館（以下「記念館」という。）を置く。

2 記念館は、京都市左京区南禅寺草川町17に置く。

3 記念館は、琵琶湖疏水に関する資料の保管、整理、調査及び展示並びに水道事業、公共下水道事業その他京都市上下水道局の所管する事業の広報を行うことを目的とする。

(業務の範囲)

第2条 記念館は、第1条第3項の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 琵琶湖疏水に関する資料の展示

(2) 前号の業務に関連する資料の保管、整理、調査及び研究

(3) 水道事業、公共下水道事業その他京都市上下水道局の所管する事業の広報

(4) 前3号の業務に関連する館内案内及び資料の説明その他の教育及び普及

(5) 記念館に係る施設の管理

(6) 前各号の業務に附帯する業務

第5条を削り，第4条を第5条とし，第3条を第4条とし，第2条の次に次の1条を加える。

第3条 記念館に館長及び館員を置く。

- 2 館長及び館員は，上下水道局総務部総務課の職員をもって充てる。
- 3 館長は総務課長の命を受け，前条の業務を処理し，館員を指揮監督する。
- 4 館員は館長の命を受け，前条の業務に従事する。

附 則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)